

1	事業の目的及び運営の方針	目的 ・思いやりのある豊かな心を育む ・自分で考える力の基礎を育む ・ご家庭と協力し、児に合った生活習慣を身につける 方針 ・暖かい家庭的な雰囲気、成長を見守り発達を手助けする ・様々な経験を通じて、自分で考える力の基礎を育む ・地域と連携し、開かれた保育所にする
2	提供する保育の内容	児童福祉法、子ども・子育て支援法他、関係法令等を遵守し、保育所保育指針および全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。
3	職員の職種、員数及び職務の内容	■管理者 1 名 事業所の従業員の管理、および業務の管理を一元的に行います。 ■保育士 7 名以上 子どもの生命の保持および情緒の安定を図るために援助や関わりを行い、また子供が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助を行います。 ■栄養士 1 名（給食管理会社委託） 衛生管理の徹底、鮮度の良い衛生的な食材選定、旬の食材を取り入れた献立の作成等を行います。 ■調理師 1 名以上（給食管理会社委託） 栄養士が作成した献立に基づき、アレルギー除去等の配慮を含めた、適切な調理を行います。 ■医師 1 名（嘱託） 児童および職員に対し、定期的および緊急時の診療および健康管理を行います。
4	保育の提供を行う日及び時間 並びに提供を行わない日	月～土 07:15-18:15（延長保育は18:15-19:15） ※日・祝・年末年始（12/29-01/03）はお休み
5	保護者から受領する費用の種類、 支払いを求める理由及びその額	保育料…自治体が決定した額 （延長保育料は 1 回400円）
6	乳児、満三歳に満たない幼児及び 満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員	19名 （乳児4名：満三歳に満たない幼児15名）
7	家庭的保育事業者等の利用の開始、 終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項	保育所は次の各号のいずれかに該当する場合、行政相談および甲乙協議の上、保育の提供を終了するものとします。 1. 児童の保護者から、退園の申し出があったとき 2. 児童の保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき 3. 区が当園の利用継続が不可能であると認めたとき 4. その他利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき
8	緊急時等における対応方法	サービス提供中に児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡し、嘱託医または主治医に相談する等の措置を講じます。 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先し、当保育所が責任を持ってしかるべき対処を行います。
9	非常災害対策	非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難および消火、救出その他必要な訓練を実施します。
10	虐待の防止のための措置に関する事項	虐待防止に関する責任者の設置 虐待防止委員会の設置・定期的な開催 苦情解決体制の整備 従業員に対する虐待防止の啓発と研修実施
11	その他家庭的保育事業者等の運営に関する重要事項	上記に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ハッピーネットと事業所の管理者が、協議に基づいて定めるものとします。